

## 地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民及び観光客の安心・安全を確保し、両者の満足度向上と、観光と市民生活の調和を目指し、地域住民により構成される団体等が自主的に行う、観光課題の解決や、地域の観光振興及び活性化を図るための取組に対する「地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金（以下「補助金」という。）」の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内在住者、市内に通勤若しくは通学する者等によって自主的に組織された団体（以下「地域団体等」という。）、又は地域団体等と連携し地域の活性化に資する取組を実施しようとする宿泊施設とする。

2 補助対象者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でない者とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業（以下「補助対象事業」という。）は、観光地等で発生する観光客に起因する課題の解決を図る事業（以下「観光課題解決事業」という。）、観光客の利便性向上等、地域の観光振興及び活性化を図る事業（以下「地域観光振興及び活性化事業」という。）及び、地域団体等と宿泊施設が連携し地域の活性化を図る事業（以下「地域と宿泊施設の連携事業」）のうち、次のとおりとする。ただし、同事業に対し、京都市及び他の行政機関から補助金交付を受ける又は受けた場合及び営利目的の事業等については、補助対象外とする。

#### (1) 観光課題解決事業

マナー啓発や混雑緩和対策等、観光客に起因する課題の解決及び市民及び観光客の安心・安全の確保に資する事業

#### (2) 地域観光振興及び活性化事業

緑化整備（植樹、樹木の維持）や看板・案内誘導板等の整備・修繕等、観光客の利便性向上、地域の観光振興及び活性化など、観光景勝地の維持・発展に資する事業

#### (3) 地域と宿泊施設の連携事業

宿泊客への地域の飲食店等と連携した宿泊サービスの提供、宿泊客への地域の観光資源を活用した観光ツアー等のサービスの提供など、地域団体等と宿泊施設が協働により実施する地域の活性化に資する事業

### (補助金額等)

第4条 各団体への補助金の額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。ただし、

市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

- (1) 前条第1号に掲げる事業については、補助対象事業の経費に3分の2を乗じて得た額以内で、1,000,000円を超えないものとする。なお、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。
- (2) 前条第2号に掲げる事業については、補助対象事業の経費に3分の1を乗じて得た額以内で、250,000円を超えないものとする。なお、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。
- (3) 前条第3号に掲げる事業については、補助対象事業の経費に2分の1を乗じて得た額以内で、500,000円を超えないものとする。なお、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

#### (交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金交付申請書（第1号様式）によって、事業を開始する前までかつ別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 収支予算書（第2号様式）
- (2) 事業計画書

#### (標準処理期間)

第6条 市長は、別に定めた期日から14日以内に条例第10条各号の決定をするものとする。

#### (交付の決定)

第7条 条例第10条の規定により交付、不交付を決定したときは、条例第12条に基づき地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金交付決定通知書（第3号様式の1）又は地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式の2）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申請者に補助金の交付の決定を通知する場合において、必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

#### (変更の申請)

第8条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金変更申請書（第4号様式）によって行うものとする。ただし、前条の交付決定通知を受けた申請者は、交付予定額が第4条の限度額に満たない場合であっても増額する変更の申請をすることができない。

- 2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、事業目的及び事業能率に影響をもたらさない事業計画の細部の変更であって、事業総額及び補助金額の10%以内の減額である場合とする。

3 市長は、第1項の規定により補助事業等の変更申請を承認したときは、地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金変更承認通知書（第4号様式の2）により申請者に通知するものとする。なお、必要があると認めたときは、条件を付するものとする。

（中止又は廃止の申請）

第9条 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金中止・廃止申請書（第5号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助事業等の中止又は廃止の申請を承認したときは、地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金中止・廃止承認通知書（第5号様式の2）により申請者に通知するものとする。

（事業完了の届出）

第10条 条例第18条第1項の規定による実績報告は、地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業等実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 収支決算書（第7号様式）
- (2) 領収書等事業の実施に要した費用を支払ったことを証する書類
- (3) 事業実施状況を確認できるもの（状況写真、報告資料、チラシ等の成果物等）

（交付額の確定）

第11条 条例第19条の規定による補助金の交付額の確定は、地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金交付額確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による補助金の交付額の確定通知を受けた者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

（処分の制限）

第13条 本要綱による補助金を受けて整備した観光施設について、当該補助金が国の補助金等を特定財源とする場合、国の補助金等又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定による期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、当該補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならないものとする。

（補則）

第14条 この要綱の別に定めるとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項

は、観光政策担当局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の観光景勝地の整備及び管理事業等に対する補助金交付要綱要綱(平成5年2月18日制定)により交付の決定を受けた者については、従前の要綱の規定に基づき補助金が交付されるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

**地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金交付申請書**

（宛先）京都市長

年 月 日

（申請者）住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

※地域と宿泊施設の連携事業に係る申請者の場合は、連携先を以下に記載すること

住 所 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。

1 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助の対象となる事業の区分

<input type="checkbox"/>	観光課題解決事業
<input type="checkbox"/>	地域観光振興及び活性化事業
<input type="checkbox"/>	地域と宿泊施設の連携事業

注 該当する口に、レ印を記入してください。

3 補助の対象となる事業の名称

( \_\_\_\_\_ )

4 事業年月日

年 月 日～ 年 月 日

5 添付書類

収支予算書（第2号様式），事業計画書

## 収支予算書

## 収入

項目	金額（円）	備考
合計		

支出（ 観光課題解決事業  地域観光振興及び活性化事業  地域と宿泊施設の連携事業）

項目	金額（円）	備考
合計		

支出（ 観光課題解決事業  地域観光振興及び活性化事業  地域と宿泊施設の連携事業）

項目	金額（円）	備考
合計		

注）支出については，該当する事業の□に，レ印を記入してください。

第3号様式の1（第7条関係）

京都市指令産観第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当 観光MICE推進室 )

地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け、第 号で申請のありました上記補助金につきましては、下記のとおり交付とすることに決定しましたので、地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

1 対象事業名

2 補助金交付予定額 円

3 交付の条件

- (1) 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。
- (2) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第32条の規定により立入調査又は質問をすることがあります。
- (3) 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。
- (4) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- (5) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- (6) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受ける必要があります。
- (7) その他市長が必要と認める条件

第3号様式の2（第7条関係）

京都市指令産観第 号  
年 月 日

様

京都市長  
(担当 観光MICE推進室 )

地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け、第 号で申請のありました上記補助金につきましては、補助金等の交付を不相当であると認め、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので、地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

- 1 対象事業名
- 2 不交付の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第8条関係）

地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金変更申請書

(宛先)京都市長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名）
	電話（ ） -
※地域と宿泊施設の連携事業に係る申請の場合は、連携先を以下に記載すること。 団体名及び代表者名（記名押印又は署名）	

地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金第8条の規定により補助金に係る変更を申請します。		
事業名称		
変更事由		
変更内容		
事業の概要及び効果	変更前	変更後
事業に要する費用の額	円	円
交付申請額	円	円
添付書類	収支予算書（第2号様式）、事業計画書	

第4号様式の2（第8条関係）

京都市指令産観第 号  
年 月 日

様

京都市長  
（担当 観光MICE推進室 ）

地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました上記補助金変更申請につきましては、下記のとおり承認しましたので、地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、通知します。

記

1 対象事業名

2 補助金交付予定額 円

3 交付の条件

- （1）補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。
- （2）本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第32条の規定により立入調査又は質問をすることがあります。
- （3）上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。
- （4）補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- （5）補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- （6）補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受ける必要があります。
- （7）その他市長が必要と認める条件

第5号様式（第9条関係）

### 地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金中止・廃止申請書

(宛先)京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名）  電話（      ）      -
※地域と宿泊施設の連携事業に係る申請の場合は、連携先を以下に記載すること。 団体名及び代表者名（記名押印又は署名）	

地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金第9条の規定により 事業の <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止 を申請します。	
事業の名称	
事業の実施場所	
事業の目的及び内容	
事業の実施予定日又は 実施予定期間	
事業に要する費用の額	円
交付申請額	円
交付決定日及び 決定番号	
中止・廃止年月日	
中止の理由	

注 該当する口に、レ印を記入してください。

第5号様式の2（第9条関係）

京都市指令産観第 号  
年 月 日

様

京都市長  
（担当 観光MICE推進室 ）

地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のありました上記補助金中止・廃止申請につきましては、承認しましたので、地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、通知します。

第6号様式（第10条関係）

地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業等実績報告書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名（記名押印又は署名）
	電話（      ）      -
※地域と宿泊施設の連携事業に係る申請の場合は，連携先を以下に記載すること。 団体名及び代表者名（記名押印又は署名）	

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項の規定により事業の実績を報告します。	
事業の実施日又は実施期間	
事業に要した額	円
交付申請額	円
事業の概要及び効果	
添付書類	収支決算書（第7号様式），領収書等事業の実施に要した費用を支払ったことを証する書類，事業実施状況を確認できるもの（状況写真，報告資料，チラシ等の成果物等）

第7号様式（第10条関係）

収 支 決 算 書

事業経費 <input type="checkbox"/> 観光課題解決事業 <input type="checkbox"/> 地域観光振興及び活性化事業 <input type="checkbox"/> 地域と宿泊施設の連携事業	経費内容	金額	積算内訳	支払先等
	合 計			

事業経費 <input type="checkbox"/> 観光課題解決事業 <input type="checkbox"/> 地域観光振興及び活性化事業 <input type="checkbox"/> 地域と宿泊施設の連携事業	経費内容	金額	積算内訳	支払先等
	合 計			

事業資金	内 訳	金額	備 考
	合 計		

注) 事業経費については、該当する事業の□に、レ印を記入してください。

年 月 日

様

京都市長  
(担当 観光MICE推進室 )

地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け、第 号をもって交付決定した上記の補助金については、下記のとおり補助金交付額を確定したので、通知します。

記

1 対象事業名

2 補助金交付額 円

(※1 減額して交付するときは、その理由を付記する。)

※1 交付額の理由

(※2 減額して交付するときは、訴訟等の教示文を付記する。)

※2 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。